令和７年●●月●●日

▲▲▲事業所

書記　●●　●●

**議事録（身体的拘束適正化委員会）**

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日時　令和7年●●月●●日（月）　午後1時00分～

場所　▲▲▲事業所　事務所

参加者　鈴木管理者、佐藤、田中、山田（書記）

内容　過去の事例確認、そして身体拘束を行ってはならないという大原則を確認する

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

１．現在まで身体拘束と疑われるようなケースは無いか。

　現時点、事業所として利用者（児童）に対する身体拘束を行ったケースは生じていない。しかし、過去の虐待事例が発生した中で、「職員が利用者（児童）の両手首をつかみ上げた」事例が監視カメラ録画によって確認されている。

この事例は、行政機関によって「虐待の疑いあり」、「身体拘束の疑いあり」として、判断されたものであることから、こうした事例であっても「身体拘束」に派生する可能性があることを理解すること。

２．現時点、身体拘束を行う事例が無い場合でも未然防止の観点から考える。

　現時点、身体拘束が行われていなければ、事業所として身体拘束を検討しなくても良いというわけではない。身体拘束等の事例が無い場合であっても、事業所全体として、身体拘束等の未然防止の観点から利用者（児童）に対する支援状況等を、日頃から細めに確認することが必要である。

３．「身体拘束では」と感じた場合について、その手順について。

　意識していない形で、結果として身体拘束を行っていたというような事例が生じた場合には、速やかに本社に報告、そしてその事実を行政機関に報告する手順を徹底することを確認する。

４．身体拘束を安易に考えないこと。

　事業者として運営を行ううえで、**利用者（児童）を生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないというのが大原則**です。

　また、事業者として、「緊急やむをえない理由」として「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を全て満たし、かつ組織としてそれらの要件の確認を行った場合に、身体拘束が行われるものであるが、この外観上の形式が整っているからといって、安易に身体拘束を実施するようなことがないこと。

５．身体拘束廃止未実施減算が適用とならないよう確認

　「身体拘束廃止未実施減算」について、この減算に係る算定要件を確認するとともに、事業所として行わなければならない義務を確認した。

【事業所としての義務】

ア　緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと

イ　やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない

※緊急やむを得ない理由・・「切迫性」「非代替性」「一時性」

ウ　身体拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置利用可）は、少なくとも１年に１回は開催することが必要。その結果について、従業員の周知徹底を図ること

エ　従業員に対し、虐待の防止のための研修を１年１回以上実施すること

ウ　上記ア～エについて、措置を適切に実施するための担当者を置くこと

【事業所としての今後の対応】

ア　委員会は年１回以上開催（今回実施済。次回来年●月開催予定）

ウ　虐待防止研修は年１回以上開催（今回実施済。次回来年●月実施予定）

エ　担当者（●●管理者）

以上